

# 高知県公報

発行  
高知県  
高知市丸ノ内  
一丁目2番20号  
発行日  
毎週2回  
(火曜日・金曜日)

## 目次

告示	ページ
○漁獲共済の同意成立（第2号漁業）	（水産政策課） 1
○公共測量の実施の通知	（用地対策課） 1
公 告	
○農用地利用配分計画の認可の申請	（農地・担い 手対策課） 1

## 告 示

### 高知県告示第615号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、次の区域及び区分について同届出に係る同意が同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めた。

平成27年10月27日

高知県知事 尾崎 正直

#### 区域及び区分

高知県漁業協同組合の地区のうち旧芸西漁業協同組合の地区  
総トン数20トン未満の漁船により行う漁業のうち主として機船  
船びき網を使用して営む漁業

### 高知県告示第616号

高知県幡多土木事務所宿毛事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を平成27年10月14日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成27年10月27日

高知県知事 尾崎 正直

- 作業種類  
公共測量（基準点測量）
- 作業期間  
平成27年10月9日から平成28年3月25日まで
- 作業地域  
宿毛市の一部

## 公 告

農地中間管理機構の指定を受けた公益財団法人高知県農業公社

から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により次のとおり当該農用地利用配分計画を公衆の縦覧に供する。

なお、同項の規定に基づき、利害関係人は、当該縦覧期間満了の日までに、当該農用地利用配分計画について、知事に意見書を提出することができる。

平成27年10月27日

高知県知事 尾崎 正直

- 農用地利用配分計画の概要
  - 賃借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称  
高岡郡四万十町古城119番地  
島津 洋平
  - 賃借権の設定等を受ける土地の所在及び地番  
高岡郡四万十町大井川字中嶋530番2並びに字寿徳552番2、553番1、554番1及び554番2
- 申請年月日  
平成27年10月9日
- 縦覧場所  
高知県農業振興部農地・担い手対策課
- 縦覧の期間及び時間  
平成27年10月27日（火）から同年11月10日（火）まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで（午後零時から午後1時までの間を除く。）
- 意見書の提出先  
高知市丸ノ内一丁目7番52号  
高知県農業振興部農地・担い手対策課